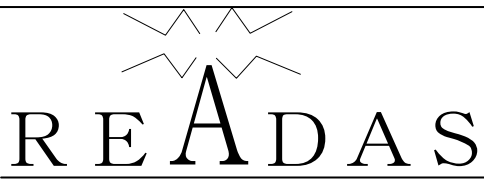


第 5916 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月15日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 非居住者から土地等を購入した場合

Q：非居住者から土地を購入した場合は、源泉徴収が必要とか。どうなっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

非居住者や外国法人(非居住者等)から日本国内にある土地等を購入して、その譲渡対価を国内で支払う者は、非居住者等に対して対価を支払う際に、10.21%の税率で、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

この場合の「土地等」には、土地又は土地の上に存する権利、建物及びその付属設備、構築物が含まれます。

源泉徴収しなければならない者には、「土地等の譲渡対価の支払をする者」のすべてが含まれます。したがって、一般のサラリーマンなどが非居住者等に対して土地等の譲渡対価を支払った場合でも、原則として源泉徴収義務者になりますので、忘れずに源泉徴収しなければなりません。

ただし、個人が自己又はその親族の居住の用に供するために、非居住者等から土地等を購入した場合で、その土地等の譲渡対価が1億円以下である場合は、源泉徴収をしなくていいこととなっています。

なお、この場合の譲渡対価が1億円超であるかどうかの判定は、土地等を譲渡した者の譲渡対価の額で判定することになっています。

